

昭和40年度繰越明許費繰越計算書の報告

について

地方自治法施行令第46条第2項の規定に基づき次のとおり昭和40年度繰越明許費繰越計算書の報告をします。

昭和40年度福生町繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		
					既収 入特 定財 源	未収入 特定財源 国庫支出金	一般 財源
土木 費	都市 計画 費	南部排 水幹線 路事業	円 72,305,000	円 57,412,770	円 0	円 57,036,951	円 375,819

昭和41年6月28日

福生町長 石川 常 太 郎

これは建設委員会に付託し、閉会中の継続審査にされるよう、議長に
たゞさおしに、かその後の議事進行にともない会期の延長がなされし
たので、諸君も三つの審査報告は本会期中にけされよう、変更した
いと思えますが、これに「異議ありませんか。」
(異議なしと呼ぶ者あり)
議長(中西房蔵君) 「異議なし」と認め、さよう決定いたしました。
なお、この本会議は、昨日(五日)午末九時から閉会となりますので、あらかじめい
る承領します。本日はこれをもちて、延会いたします。
午後三時三十分散会

第二回 相生町議会 定例 公会議録 (第 十 号)

昭和四十二年 七月 五日 相生町議会 議場に 第二 回 相生町議会 定例 会が開催さ

れた。

出席議員は次のとおりである。

一番 遠野鉄久助 君 二番 林野 弘 君 三番 安本益夫 君

四番 中村国太 君 五番 大沼秀 伍 君 六番 田村匡雄 君

七番 石本奇雄 君 八番 岸 茂 君 九番 大野行夫 君

十番 高橋千寿 君 十一番 堀川 実 君 十二番 大久保一 君

十三番 細利晋一 君 十四番 高崎豊 吉 君 十五番 川辺忠蔵 君

十六番 岩田 淳 君 十七番 小堺仁 七 君 十八番 加藤青一 君

十九番 林 幸男 君 二十番 斎藤 康 君 二十一番 石川信義 君

二十二番 中西 房蔵 君 二十三番 君 二十四番 君

欠席議員は次のとおりである。

なし

欠員は次のとおりである。

三番 二番

一 議事局職員は次のとおりである。

議事局長 町田 猛君 議長 野崎 薫君 主事 市川 昭利君

一 地方自治法第二百一十一条の規定による出席説明員は次のとおりである。

町長 石川常太郎君 助役 森田 幸造君 収入役 秋山 誠一君

教育長 保清俊夫君 主査室 大野 忠一君 主査室 貫井 喜代次君

主査室 橋本 孝蔵君 主査室 上野 重勝君 主査室 所田 倍二君

主査室 橋本 孝蔵君 主査室 上野 重勝君 主査室 所田 倍二君

主査室 橋本 孝蔵君 主査室 上野 重勝君 主査室 所田 倍二君

主査室 橋本 孝蔵君 主査室 上野 重勝君 主査室 所田 倍二君

本日議事日程は次のとおりである。

日程一 福正町財政再建計画の変更について

(議案才四八号)

日程二 交通資金のための町道(西号)明神通りの道路整備に関する

諸願書諸願才三号

(審査報告)

日程三 特定事件の継続調査について

午後九時三十分閉議

議長 中西 蔵君

に引き続きのことと厚くお礼申し上げます。

に引き続きのことと厚くお礼申し上げます。何かとお忙しい中をこの出席の
ためにおかれましては誠にありがとうございます。よう、本日の会議は
成立いたしました。議事に入る方は町長から挨拶をお願いします。

町長 石川常太郎君(登壇)

町長 石川常太郎君

本日二回福正町議会議定例会才三日目の開催につきまして
して議員各位にはご多用の中を早朝よりご出席いただき誠にあり

かとうじやいおし。オ一日目より大変慎重なご審議を賜り厚く
礼申しあげます。本日は主として二日目以上程いたしおした福
と町財政再建計画の変更案についてご審議をいたさるゝこと
なされております。この議案や説明資料の事業実施計画の一部が
替えられて相互流通を大願いにしたりと存じますのでその点ご
う承をいたさるゝお含みの上慎重なるご審議を賜りご可決あらん
ことを切に大願い申しあげます次第でございます。

議長(中西蔵君)

日程第一福と町財政再建計画の変更について議案オ四
十五号を議題に供します。お方お持ちもとに配布して計画変更資料
につづけてすてに配布するものと差し替へ願います。
お目に引きたる議案を行います。

町長(石川常太郎君登壇)

町長(石川常太郎君)

お話しをいたさるゝとして議案オ四十六号、福と町

財政再建計画の変更について二日目の議会におかれまして提案
説明を行つたわけでありすか先ほどのご挨拶でも申しあげまし
たように一部相互流通の点かんがいますので主要な点について
ご説明を申しあげます。ご審議をいたさるゝておりますところの地
財政変更計画案について本日は特別に申しあげることもないのでご
さいますけれども事業のうち少々相互流通かんがいますのでご承
を賜りたく大願い申しあげます。ご配布をいたしました説明資料の
二十三頁の建設関係で建設的事業費は約三億四千万にござりまして
総予算の五十分の一にあたるわけにございます。他の団体に比
較いたしなくても大変高率にござります。道路行政におき
ましては矢張り事業とかあるいは防衛庁関係の緊急な道路整備
事業等、全部含めると行政水準の低下というところはないと存じ
ますけれども、なにより福と町の要望にこたへるべきとの説明資料

のようにな願ひしはめけてございます。その具体的な点を申しあげますと町立小四小学校の附帯工事費三百九十万五千円のうち百万円を二牧町道整備費二百二十万六千円のところは百万円をもつてさて一牧町道整備費三百二十万六千円とする案でございます。甚だ少額でございますけれども十月頃予定してあります次の計画変更によりまして一牧町道整備は約二百万円程度増額を予定してあります。小四小学校で百万円減にいたしましたけれども附帯工事ではございますので、その計画変更時に補てんにするつもりでございますので、小四小学校の建設にござりましては何んら支障はないと存じます。将来の点に關しまして本年度は小学校用地の取得という大事業はひかえてありますのでなかなか困難なことでは存じますけれどもなるべく歳入の早朝把握にことめまして歳入増率確定しだいさらには又都の助力、助言を得ましてなるべく計画変更に対し努



力したいと存じます。もちろんこの点は建設事業に充てざるべきものでござりますけれどもこの点にござりましては議員各位の協力をお願いするものでござります。甚だ簡単でござりますけれども既に説明を申しあげまして事業費の相互流用についてどう解をいかにございようとして審議のうえに可決のほどをお願いしあげますので、どうぞ一番大忍な方々 今の計画変更によりまして断片的な点にござりまして質問しあげたいと存じます。理事者は町民の福祉を考へて必死に努力の解除を一日も早くということをお願いして一も懸命をされておられるようですが、われわれ議会としても同感であると思つてござります。しかし私は理事者に質問しようとすることはやはり住民の福祉を念頭に置いて、そうしてことを考へていかにできるかと思つてあります。先日都に参りましたして係官にいろいろ申しあげたのですが、四年度の予算解消額が当初計画で一千五百万、現任計画が一千六百万



万円、今度の変更計画にありましては四千七百万円であり、いかん計
画とは言ひながら、こんなにかねることの良いのびろうかといふこ
とを申しあげなければなりません。いふに町から出した基礎資料とい
うものか、いかんであつたのか、あつた方町の指導がいかにあつてあ
つたのか、短期間にありしてこの小さな町財政かとくしてこんな数字が出
たのかといふことを申しあげなければなりません。従いましてこの三年
度の計画変更がこのペースでいくならば、二千六百万円の赤字解消が
計畫されてあります。これは今年度で終つてしまふので、はなな
うかと思ひわけです。市長の説明によりますと、早期に歳入を肥
渥して今後やろうといふことをいふのです。ここで三年間
に短縮しても、これか二年に短縮というもののないようはやつてい
だかといふと思ひのできません。もう一回切られることはいくら
ですか。それによつて町の事業がどうなるか、住民が迷惑を蒙る

ことのよいようにやうにすべきことを要望しあげなければ
 ありません。經常費を減らしてしかも事業をやらなければ当然赤
 字はかえさるわけであり幸い当時は防音工事という補助建設事業が
 あるので財政法を受けてもこれだけの事業ができるんだとい
 うことは町民も喜んでゐるわけですが、単独事業にのみおいても先
 般の議會で議員各位からいろいろ指摘されてゐたと思ひます。
 私は断片的な立場から二三箇箇申しあげますが、今国会でも同
 題となり又政府でもあるいは世論もいろいろ取り上げられてゐる
 大きな関心事が二つあります。その一つは青少年問題と交通安全
 金であると思ふのでありますが、三十九年度まで約九百万円近い補
 助金が、地方法の運用によつて二分の一又は三分の一に減額されて
 あります。これが一率は減額又は全然中止して減少したてゐるのでござ
 います。かゝるのを再検討して補助金といふものを我々の心のかたくか、例えは青少年



問題協議会における補助金は今度は二十五万円、これでは一所会平均一万
円位であります。このような抑制の対象となつていない補助金だけを所
長並びに教育委員はこの数字でも十分期待できる活動ができるのか
どうかと同じし、これらと考えるのであります。又抑制の対象になつてお
ります交通安全協会の補助金に對しましては、二万円ですが、こ
うした関係と今後の交通問題というものに対して、どのような見
解で、このような数字を出したのか、お聞きしたいと思います。又、か
ら、奨励金、補助金の内容ですが、抑制の対象とならば、いものに対して
して、公共団体に対するものの、伝染病院組合負担金から、年度より
大巾に増額になつてあります。が、当初予算で四十万円から、二百二十
八万円、内という増額で、これはどのような理由で、こゝに多額を計
上しなければならぬのか、西多摩衛生組合の、その年度決算見込が四十
三十一万円、でございそうですが、今度の計画により、三十四万四千



三万五千円でございします。これも当然、四年度決算見込の額にたい
しては、こゝに数字である、今後の補正等により、やはり、その年度予
算値に必要とするものか、どうかある、いは、三千四百四十七万五千円、でも、
て、西多摩衛生組合を、さういふのか、どうか、それから、その年度の、其、率
財政需要額が、一億八千五百万円ですが、この自分の三という、と、約五百四十
三万円位になると、思いますが、これは、抑制の対象となり、補助金の額
を見ますと、四百七十一万五千円、約二十六%、にあがると、思
います。が、この財源を、補助金に出さない、ということ、は、他に、法的な、抑制
があるのか、どうか、それを出して、た、いく、こと、による、例え、わ、す、で、
あつても、各種団体、ある、いは、必要、な、ところ、は、ふ、り、向、けて、も、う、う、な、り
は、今後の、交通安全、ある、いは、青年、問題、等に、利用、して、い、た、だけ、る、は、
は、非常に、得、るところ、か、ある、と、考、え、る、の、で、あ、り、す、が、こ、の、財政、
需要、額、に、対、する、百、分、の、三、と、い、う、もの、を、と、う、し、て、改、入、し、な、い、の、か、抑

制の法的根拠があるのかどうか以上の点について、答弁を願ひ
申しあげます。次で申し上げます。

(町長石川常太郎君登壇)

町長(石川常太郎君) 住民の福祉を念頭に立ちまして考えようというところで
すか。もうそのようにいじたりと思っております。早年度の解消
額にたいしては意外の返済がでたわけですが、しかし先説のとおり
でございます。本年度にたいしては、なるべく計画とみりいしに
いと考えるわけであります。に、今年度に入りますしては、税収部
との話し合いでかなり早いわけであり、交付税は比較的決定が早ま
うていじります。振興交付金等は決定が非常に遅いという欠点か
いじります。それからその他歳入としては税金、交付税、振興交付金
か大きなもので、このうち早く把握できるものは交付税でございま
す。それから一方歳出にたいしては、不用残がございりますか。正確に

申しますと五月の会計閉鎖期になりませんと、実際はわからないわけ

であります。人件費とか物件費、維持費、補助費等でございります
か。本年度はなるべく早急に把握したいと考えてある次第で
ございります。又、青少年問題とか交通安全について、もう十分には
存じていないわけでございます。都にたいしては、もうこの補助金
とか、負担金にたいしては、実績のあからぬものは打ち切るよう
な指導をしているわけでございます。そのうち青少年問題とか交
通安全にたいしては非常に重要な部類に属するものでございませ
う。われわれとしても、できるだけ考えなければならぬ項目でござ
います。しかしながら、その率にたいしては、わからないのです。然
れども、この位を予定にたいしては、あります。なら、保健
にたいしては、大野主査から、又、西多摩衛生組合にたいしては、町田課長等
から申しあげます。補助金の三％は限度です。補助費の方の影

響音がツギいまして、このようにならざるわけがあります。



主査(大野忠二君) たいの町長から話がありまして、伝染病院組合の關係で、病棟の防音工事か、四十年度にできるという、このことで、伝染病院組合議会でもいろいろ議論したわけですが、しかし四十年度は割当てがなかつたわけであり、四十年度にはどうしてもということ、防衛庁という話も含めた結果、当初は、伝染病院というのは対象にふらないということから、急ぎす防衛庁でも規則を改正しまして、伝染病院も該当するということを規則に入れてもらいまして、大蔵省と接衝した結果、全国でも伝染病院は初めてだそうである、しかし、先日内定をしなければなりません。そこで、病棟自体は全部改築できるわけですが、厨房等のもち出しがどうしても、五百万円必要であるということで、実際には約一千万円は附帯設備員として必要であるということですが、その他、五百万円は四町で負担しようという



ことになつております。又、三百万円は、つまり、これは現在のところ、病棟でほとんどかかろうという話になつてゐるわけであり、その結果、人口割算で割り出したものか、四町の割りあてで、当町の分担金は、二百二十九万六千円から四十八万八千円を引いて、二百三十八万八千円が改築工事にかかる分担金になるわけであり、四十八万八千円というのは、病棟の経営費の負担金で、これをついたものか、防音改築工事の負担金となつております。実は、奥多摩、瑞穂、羽村の三町では、四十年で計上しようということで、組合自体は三町です、これに話合つてみると、このことであり、当町にみても、本年の負担を必要とする数字でござい、ます。

一、総務課長所田信二君 西多摩衛生組合関係が、減額が、つて、このことであり、ますが、事業量、すなわち、尿や、塵芥の投入量による計算、そのものが、各町に分担金として出されたもので、一、伝染病院組合の予算に基づ